NEWS RELEASE

宇城市

2025(令和7)年6月10日

有機フッ素化合物(PFAS)が指針値を超過した世帯に

浄水器を設置する補助金制度を創設

－ 井戸水を飲用に使用している世帯が対象 －

本年1月に市が管理する不知火町の水道水源及び宇城広域連合が管理する松山処分場の観測井戸の検査で、国の暫定指針値 50ng/L を超過する値が検出されました。

県と市が国の手引きに基づき、超過した箇所を基点として、半径500m内で飲用に使用されている井戸を検査したところ、不知火町高良の水源に関しては、指針値を超過する結果が出ませんでしたが、松山処分場に関しては、10箇所から指針値を超過する結果が出ています。

今回の指針値を超過する PFAS の検出を受けて、井戸を飲用に使用している世帯に対し、浄水器の設置費用を補助する制度を創設しました。

また、井戸のみを飲用に使用している世帯等を対象に、有機フッ素化合物の有無を確認するための水質検査の補助金制度も創設予定です。

●浄水器設置補助金

1	開始時期	令和７年４月１日
2	対象	①地下水(井戸)の有機フッ素化合物が、国暫定指針値を超過する井戸を生活用水として使用する世帯 ②浄水器の性能が有機フッ素化合物を 80%以上除去できるもの ③市の認可給水区域内外で井戸を飲用に使用されている世帯
3	補助の内容	①補助の上限　20万円 ②市の水道認可給水区域内が補助率1/2 市の水道認可給水区域外が補助率2/3 ※市の水道認可給水区域は、上水道接続が可能な地域

●水質検査補助金

1	開始時期	令和７年７月以降を予定
2	対象	地下水を飲用井戸として利用する世帯及び事業所(自治会・任意団体を含む)等が対象※敷地内に上水道を敷設した世帯等を除く
3	補助の内容	①補助の上限　3万円　※検査費の 1/2(県補助を活用予定)

問い合わせ　保健衛生部衛生環境課　(課長)田嶋　(課長補佐)藤田
(担当:衛生環境係)
〒869-0592　熊本県宇城市松橋町大野 85
TEL:0964-32-1111(代表)　FAX:0964-32-0110